

社発第 T-782 号
平成 26 年 3 月 18 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 小林 英三

(株)東京証券取引所と(株)大阪証券取引所のデリバティブ市場統合
に伴う貸借取引貸出規程の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高尚のとおり、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）と株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）は、平成 26 年 3 月 24 日付で東証のデリバティブ市場を大証のデリバティブ市場に統合（以下「市場統合」といいます。）することに伴い、大証の商号変更および東証の取引資格廃止等に関する諸規則の改正をそれぞれ公表しております。

つきましては、市場統合に伴い、当社は、「貸借取引貸出規程」を一部改正することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸出規程」の一部改正 … 別紙
(改正内容)

- ・ 「株式会社大阪証券取引所」を「株式会社大阪取引所」に改めます。
- ・ 東証の現物取引資格の廃止に伴い、貸借取引を利用することのできる者のうち「現物取引参加者」を削ることとします。

2. 実施日

平成 26 年 3 月 24 日（市場統合と同日）

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、<u>株式会社大阪取引所</u>、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) 株式会社東京証券取引所の総合取引参加者</p> <p>(2) <u>株式会社大阪取引所</u>の先物取引等取引参加者（前号に掲げる者に限る。）</p> <p>(3)～(6) (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 26 年 3 月 24 日から実施する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、<u>株式会社大阪証券取引所</u>、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) 株式会社東京証券取引所の総合取引参加者<u>または現物取引参加者</u></p> <p>(2) <u>株式会社大阪証券取引所</u>の先物取引等取引参加者（前号に掲げる者に限る。）</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p>